

住宅トラブル110番

～賃貸・リフォーム・修繕など～

賃貸住宅、自宅のリフォームや修繕など、「住宅」に関する様々なトラブルについて、北海道立消費生活センターの相談員と札幌弁護士会の弁護士が一緒にお電話、または面談でお話を伺います。

賃貸マンションの雨漏りがひどく住める状態ではない。大家が修繕してくれないので、契約を解除して今までの家賃を返してほしい。

訪問販売で「火災保険で屋根の修理工事ができる」と勧誘され契約し、保険金が出た。工事を断りたいが、高額な解約料を請求されそうで不安。

2月29日(土)

相談無料!

※通話料のみ負担

トイレが水漏れし、電話帳を見て業者に修理を依頼した。作業後に高額な料金を払ったが水漏れが直っていないので、返金してほしい。

サービス付き高齢者住宅を退去したが、敷金を返金すると言われているのに返金してくれない。どうしたらよいか。

当日のみ 特設電話

011-207-0274

電話相談・面談 10:00～15:00

面談予約・問合せ [011-221-0110](tel:011-221-0110)

北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟2F

※面談での相談をご希望の方は、事前予約が必要となります。詳しくは裏面をご覧ください。

※面談時間は先着順で調整させていただきます。



北海道消費者教育PRキャラクター
「かしこしか」

会 場	札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2F 北海道立消費生活センター
------------	--

電話での 事前申し込み	TEL : 011-221-0110
----------------	---------------------------

FAXでの 事前申し込み	FAX : 011-221-4210 「住宅トラブル110番～賃貸・リフォーム・修繕など～」 面談予約係
-----------------	---

氏 名	
住 所	
日中連絡可能な 電話番号	
FAX番号	
面談希望時間 ※同じ時間帯の希望が重複することもありますので、面談可能な時間帯すべての()に○をつけてください。	() 10:00～
	() 11:00～
	() 12:00～
	() 13:00～
	() 14:00～
	() いつでも可能
連絡事項	

※詳細について、こちらから連絡する際は011-221-0110からお電話をします。